

提供日 2021/12/22
タイトル 静岡県水循環の保全に関する条例の骨子案に対するパブリックコメントの実施
担当 暮らし・環境部 環境局水利用課
連絡先 水利用班
TEL 054-221-2289



水循環の保全に関する条例の骨子案を取りまとめましたので、広く県民の皆様の御意見を募集します。

近年、地球温暖化に伴う気候変動や開発行為等の社会経済活動などの様々な要因が水循環に変化を生じさせたことにより、洪水、渇水、生態系への影響など様々な問題が顕著となっており、県民の生命・財産を守り、豊かな社会を継承し、より一層発展させていくためには、健全な水循環を維持し、又は回復するための取組を包括的に推進していくことが不可欠であります。

このため、健全な水循環の保全に関する施策を総合的に推進するための条例の制定を目指し、その骨子案を取りまとめましたので、広く県民の皆様の御意見を募集します。

1 意見募集期間

令和3年12月22日（水）から令和4年1月7日（金）まで

2 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で意見書（書式自由）を提出してください。

なお、いただいた御意見の内容について照会する場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号等）を明記してください。

3 資料の閲覧方法

静岡県ホームページ

http://www2.pref.shizuoka.jp/all/shingi.nsf/pc_bosyuu

（「ホーム」→「県政情報」→「行政改革・情報公開」→「静岡県の情報公開」→「政策形成過程情報・県民意見提出手続」）

4 意見の提出先

(1) 郵送の場合

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

暮らし・環境部環境局水利用課（県庁西館6階） 1月7日（金）必着

(2) ファクシミリの場合

054-221-3278（暮らし・環境部環境局水利用課）

(3) 電子メール

mizu_riyou@pref.shizuoka.lg.jp

5 留意事項

いただいた御意見に対する県の考え方は、類似する御意見をまとめた上で、県のホームページでお示しします。

御意見を提出された方に対して、個別には回答いたしませんので、御了承ください。